

平成二十八年熊本地震における被害者の有する 許可等の有効期間の延長について(告示)

事務局

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）により、平成二十八年熊本地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（平成28年4月14日以後に満了する許可等の有効期間の延長）が適用される旨の告示が、平成28年5月12日なされました。

上記告示の中には、補償コンサルタント登録規程第2条第1項（登録更新）の規定に基づく補償コンサルタントの登録も含まれております。

対 象 者	延長後の満了日
(注) 特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成28年9月30日

(注) 特定被災地域とは、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域をいう。

熊本県は県内全45市町村に災害救助法が適用。